

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 下水道課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する 財務事務の執行に ついて（個別監査 結果）	(71) 淡海環境プラザ管理運営業務委託について（意見） 本業務は、淡海環境プラザの維持管理業務および施設運営業務であり、随意契約を締結しているが、競争性が働かないことによるリスクを低減させるためにも、実績金額の妥当性を検証することは求められるところであるが、実地による検証は十分に実施できていなかった。 県は、実地調査によって委託料実績を検証したうえで、精算を実施すべきである。	従来から、水質監視業務、広報誌の編集発行業務、普及啓発イベント業務、技術講習会開催業務等の主な業務については、県職員も参加・協力しており、その都度履行状況と妥当性の確認を行っている。 平成29年度からは、精算に際して実地に出向き、各業務に要した消耗品伝票等の証拠書類との突合を行うよう改善した。 平成30年度においても実地に出向き、消耗品伝票等と精算額の突合を行うとともに、修繕を行った箇所を確認するなど、委託業務が確実に実施されていることを検証した。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(72)近江富士花緑公園管理委託（モニタリング結果の記載）について（指摘） 指定管理者からの報告に対して報告様式の所管課記載欄が白紙となっており、県が指定管理者による管理業務を適切に検証しているか否かを確認できなかった。 県による指定管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。	指定管理者による管理業務を適切にモニタリングし、その結果を指定管理者報告書類に記載した。 また、平成30年12月には行政経営企画室によるモニタリングの実施状況の確認を受けており、今後も指定管理者制度の趣旨を踏まえながら、適切な事務の執行に努める。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(73)近江富士花緑公園管理委託（管理料実績の検証）について（意見） 管理料について、指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出の正確性や網羅性について、県による証拠書類との突合等は実施されていなかった。 県による実地調査により、管理料実績の正確性や網羅性を検証すべきである。	指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出については、帳簿と伝票との突合を抽出により確認していたが、記録を残していなかった。 平成29年度から、滋賀県指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、現地を2回確認するとともに、正確性や網羅性を担保するため、指定管理者の元帳の収入、支出のすべての科目の合計金額について、県に提出された収支報告書と整合しているか突合し、もれなく確認した。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(74)近江富士花緑公園管理委託（実績報告書の提出日の記載）について（指摘） 毎年度終了後、30日以内に事業報告書を作成し、県に提出することとなっているが、日付の記載がなく、県側の受付印もなかったため提出日が確認できなかった。 指定管理者からの事業報告書の提出日を記載するよう県は指導すべきである。	指定管理者に対して、指摘のあった日付の記載はもとより、適正な事業報告書の作成、関係書類の整理等を行うよう改めて徹底した。 また、県においても、提出された事業報告書の適正な確認を行った。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(75) 林業普及センターおよび森林実習館整備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見） 導入段階では一般競争入札により業者を決定していたとしても、導入後の業務について随意契約している状況では、全体として委託料が割高となってしまう恐れがある。 長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。	委託業者を変更することになった場合、新たな機器設置および撤去経費が必要となるため、これまでより委託料が増加することが見込まれることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）として随意契約としている。 なお、平成30年度から、経済性・合理性をふまえて契約方法について検討し、単年度契約から長期継続契約に変更した。引き続き、適切な契約事務に努める。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 自然環境保全課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(76) 彦根市宇曾川外来水生植物機会駆除作業委託(金額の妥当性の確認) について (意見) 本業務は、1者しか持たない技術を用いて駆除を実施するため、随意契約および1者見積もりであることから競争性が働かないことによる割高な委託料となるリスクがあるが、契約金額の妥当性について、具体的な検証は実施されていない。実績金額の内訳を検証することは当事業年度の予定価格の基礎となる積算の妥当性を検証するうえで重要であり、また、他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要であると考えられるため、実績報告において積算と実績を比較できる資料の提出を委託先から収集するよう努めるとともに、契約金額の妥当性を検証すべきである。	本事業については、外来水生植物の機械除去作業を行うものであり、1者しか持たない技術を用いた業務であることから競争入札に適さず、随意契約したものであるが、意見を踏まえ、積算と実績ができる限り比較できるよう、平成30年度の業務から業務完了の際に契約先から経費精算書等の資料を徴取し、契約金額の妥当性を検証している。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 自然環境保全課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(77) 指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見） プロポーザル方式に用いられる予定価格の基礎となる積算にあたって1社から見積書を入手したうえで実施しているが、複数者からの見積書を入手していなかった。 また、業務完了報告書において積算と比較できるに足る詳細な報告を受けておらず、実績金額の妥当性の検証が行われていなかった。 契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から実績検証を行うことは重要であり、委託先から積算の基礎となった内訳と実績をできる限り比較できるような情報を入手し、実績検証を実施すべきである。また、予定価格の基礎となる積算を行う際には、複数の見積書を入手することを検討すべきである。	本事業については、捕獲が進まない高標高域におけるニホンジカの捕獲および調査を内容とした業務であり、価格以外の要素を重視した業務であるためプロポーザルを採用しているものであるが、意見を踏まえ、積算と実績ができる限り比較できるよう、平成30年度の業務から業務完了の際に契約先から業務に係る出役日数や人員等の資料を徴取し、契約金額の妥当性を検証している。 また、積算を行う際は複数の業者から見積書を入手するようにした。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
個別監査結果について(琵琶湖環境部)	(78)湖沼水質保全計画の水質シミュレーション等業務委託(金額の妥当性の検証) (意見) 当業務は委託先会社が過去に県の委託により開発・改良してきたモデルを用いて実施するものであり、当モデルのソースコードにかかる著作権は委託先会社等が有しているものであるが、実績工数の把握等により予定価格の積算工数と比較・分析を行うことや、直接人件費以外の項目に関する発生状況の確認等を行い、その結果を翌年度以降の予定価格に反映させていくことで、契約金額の妥当性を検証すべきである。	直接人件費については、従来から前年度の各工程における実績人数や日数等を確認の上、分析を行った結果に基づき、必要となる人員および日数を求めて積算を行っている。また、旅費については、平成30年度から受託業者にヒアリングした結果に基づき、より適正な積算となるよう改善を図った。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(79)水族資料収集・飼育管理業務委託（一般競争入札への移行検討）（意見） 当該業務については、受託者が様々な魚類の生態にあわせた飼育管理能力や水族館の運営管理の実績を有することに加え、過去にバイカル湖の固有種を1年間展示した実績があり、これらの経験や知識、技術を有している国内唯一の事業者であるという理由により、1者による随意契約を締結している。しかしながら、平成28年度の包括外部監査結果報告書にも記載されている通り、バイカル湖の固有種に関する実績やこれらの経験や知識、技術を持ってのみ、長年の間、随意契約とすることは競争性や公平性の観点から適切ではなく、一般競争入札への移行を検討すべきである。	水族資料収集・飼育管理業務は、希少種の保護増殖活動やバイカル湖産の水生生物等の飼育など、高度で専門的な飼育技術が必要であること、また、他の博物館・水族館において当館と同様に水族飼育管理業務のみを委託している事例が他になかったことから、これまで1者による随意契約としてきた。しかし、バイカル湖の固有種の展示後約3年が経過し、飼育のノウハウが積み上げられてきたことや、近年、当館と同様の形態で運営される事例が他館にも見られるようになったことから、意見を踏まえ、契約方法について具体的な調査・検討を行ってきた。その結果、平成31年度からは一般競争入札に移行し、2年間の長期継続契約を行ったところである。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(80)水族資料収集・飼育管理業務委託（委託料実績の適切な検証）（意見） 当該委託業務は、長年の間、随意契約で行われており、競争性が働かないため、委託金額を決定する際、過去の実績を検証することは特に重要である。しかしながら、業務完了報告書の中には、当初の積算と実績が比較できる十分な情報はなかった。県は、当初の積算と実績が比較できるような情報を受託者に求め、実績検証を適切にしたうえで、翌年度以降の委託料の金額の積算を実施すべきである。	当該委託業務の積算における、飼育管理者等の単価については、開館当初は他館状況も確認し設定したが、館によって業務内容も異なることから、以後は、国土交通省や県の労務単価表、県の予算単価表等を参考としている。 当委託業務は、希少種の保護増殖活動やバイカル湖産の水生生物等の飼育など、高度で専門的な飼育技術が必要であること、また、他の博物館・水族館において当館と同様に水族飼育管理業務のみを委託している事例が他になかったことから、これまで1者による随意契約としてきた。しかし、バイカル湖の固有種の展示後約3年が経過し、飼育のノウハウが積み上げられてきたことや、近年、当館と同様の形態で運営される事例が他館にも見られるようになったことから、意見を踏まえ、契約方法について具体的な調査・検討を行った結果、平成31年度からは一般競争入札に移行した。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(81・82)屋外付帯施設管理業務委託（予定価格の正確な積算）（一般競争入札の未実施）（指摘） 積算において、直接物品費および業務管理費の算出に当たり、人件費の一部に係数が掛けられていなかったため、積算総額が過少に算出されていた。これにより、本来あるべき積算額が100万円を超えることになるため、一般競争入札を実施すべきであった。	当該業務の積算に当たっては、表計算ソフト使用の際の誤りにより、総額を過小に算出していたものであり、以降は、他の契約案件も含め、このような誤りがないよう、複数人によるチェックを行うなど確認を徹底している。 また、契約事務においては、適正に積算を行い、積算額に応じた契約形態で契約事務を執行している。